
信用金庫の理事の融資における注意義務

銀行の取締役との比較を通じて

平田 和夫

本稿の趣旨

近時、融資先が経営危機に陥った際の追加融資について、銀行の取締役に対し民事上の損害賠償責任又は刑事上の責任を認める最高裁判所の判断が相次いでいる⁽¹⁾。とりわけ「経営判断の原則」の文言を最高裁として初めて用いた北海道拓殖銀行特別背任事件（最決平成21年11月9日。以下「本件決定」という。）では、「...融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものである...」と判示された。本件決定は、融資における取締役の注意義務の程度について一般の株式会社と銀行とを比較したものであって、金融機関相互の比較、例えば銀行の取締役と協同組織金融機関の理事とで融資における注意義務の程度が異なるか否かについては、もとより判示していない。

他方、協同組織金融機関の在り方について、平成21年6月、金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループによる中間論点整理報告書⁽²⁾（以下「中間報告書」という。）が公表された。中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号。以下単に「円滑化法」という。）の施行状

況に関し、平成22年9月末日までの中小企業者の申込件数を金融機関の業態別にみると、地域銀行の51万2628件（構成比45.2%、金額14兆7070億円）に次ぎ、協同組織金融機関の代表格である信用金庫が38万5067件（構成比34.0%、金額7兆1349億円）と第2位を占めている⁽³⁾。この結果及び後記1（1）でその一部を紹介する中間報告書の指摘にみられるように、中小企業金融において、信用金庫は重要な役割を果たしている。

本稿は、融資における注意義務の程度について、銀行の取締役と信用金庫の理事との間に相違があるか否かを検討するものである。以下、第1に、経営判断の原則について概観し（後記）、第2に、本件決定の上掲判示部分の根拠を分析した上（後記）、第3に、銀行及び信用金庫の現況並びに目的等の異同の観点から経営の健全性確保の要請の程度を比較検討し（後記）、第4に、信用金庫の特殊性として、信用金庫の役割（中小企業金融の公共性）を検討し、円滑化法の影響にも触れた後（後記）結論を述べることとしたい（後記）。

経営判断の原則

1. 一般論

経営判断の原則とは、「経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さ」がなく、かつ、「事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さ」がない限り、善管注意義務違反はなく、取締役は責任を問われないとする考え方をいう⁽⁴⁾。

取締役の業務執行は不確実な状況で迅速な判断を迫られる場合が多いため、事後的・結果論的な評価がなされると株主等の利益にならないことがあり得るので、このような原則について議論されている⁽⁵⁾。

2. 金融機関への適用

金融機関の経営者の注意義務については、学説上、経営判断の原則が適用され得るものの、一般の株式会社の経営者のものよりも一般的には高い水準が要求されるとする見解が多い。岩原紳作教授は、その根拠を金融機関の業務の公共性、具体的には銀行法1条1項の掲げる信用の維持、預金者の保護及び金融の円滑に求めている⁽⁶⁾。

私見もこの見解に近いが、更に次のように分析できないであろうか。

銀行法1条1項は、銀行業務の公共性を前提に、信用の維持すなわち信用秩序の維持、預金者の保護及び金融の円滑を目的として掲げ、これらの目的を実現するための具体的な政策課題として、銀行経営の健全性を要求している⁽⁷⁾。

ところで、銀行は株式会社である（銀行法4条の2）から、銀行の取締役が注意義務を負う相手方は、委任契約における委任者としての銀行である（会社法330条、民法644条）。この点は、信用金庫の理事についても同様である

（信用金庫法33条、民法644条）。そして、銀行の取締役には、注意義務の内容として、当該銀行の経営の健全性を確保する義務がある。銀行の取締役の任務懈怠により当該銀行の貸金債権の回収が困難又は不可能となれば、当該銀行の経営の健全性が損なわれるだけでなく、場合によっては、預金の全額の払戻しが困難又は不可能となり（預金者の保護）預金を原資とする融資も困難又は不可能となる（金融の円滑）ばかりか、当該銀行の破綻により後記2（3）で述べる（古典的な意味での）システミック・リスクが顕在化するおそれもないとはいえない（信用秩序の維持）。

問題は、上記～の保護されるべき利益又は防止すべき事態のどこまでが、銀行の取締役の注意義務の程度に影響を及ぼす要素に含まれるかである。

の当該銀行自身の利益が当該要素に含まれることに異論はないであろう。上記のとおり、銀行の取締役は当該銀行に対して注意義務を負っているからである。の預金者の保護についても、後記1（3）で述べるように、銀行の資産・負債構成及び収益構造の主体は預金及びこれに基づく貸出であり、預金は銀行の収益確保に必須のものであるから、銀行自身の利益に密接に結びつくものとして当該要素に含まれるといえる⁽⁸⁾。

これに対し、の金融の円滑については、預金に基づき貸出をして初めて貸出利息が得られるのではあるが、銀行経営の健全性の確保により預金者を保護すれば金融の円滑は結果として実現されるという意味で、の預金者の保護の反射的な結果にすぎないともいえ、また、我が国の経済の発展や中小企業の保護といった当該銀行自身の利益を超えたマクロ的な観点も多分に含まれる要請である（後記 参照）。

についても、システミック・リスクの削減

は、以上に、第1次的には、当該銀行自身の利益を超えたマクロ的な観点からの方策により実現されるべきものである⁽⁹⁾。ただ、システミック・リスクのようないわゆる外部性について、単に当該銀行自身の問題を克服するものであるということだけから、銀行の取締役の注意義務の程度に一切影響を及ぼさないと断定できるか否かは定かではなく、当該外部性の内容を個別に検討することも有益であると思われる。そこで、後記 2(3)で本件決定を分析する際に、システミック・リスクの原因及び具体的なルートの観点から、当該影響の有無及び程度等について改めて検討することとしたい。

このように考えると、及びについては、銀行の取締役の注意義務の程度に影響を及ぼす要素に含まれるが、及び(結論を先取りするようであるが)については、当該要素にほとんど含まれないといえる。そして、銀行法1条1項では、上記のとおり、銀行経営の健全性により実現される目的が単に並列して列挙されているが、上記の私見からすると、銀行経営の健全性は、主として、銀行及び預金者の保護のために要求されることとなる。したがって、銀行の取締役の注意義務に高い水準を要求する根拠は、主として銀行及び預金者の保護のために要求される銀行経営の健全性の確保の要請にあると解されることとなる。以下では、特に断りのない限り、「銀行経営の健全性」の文言をこの意味で用いることとする。

このような視座に立ち、以下、本稿の論点を検討することとしたい。

本件決定の分析

1. 本件決定の規範部分

本件決定は、「実質倒産状態にある企業に対する支援策として無担保又は不十分な担保で追加融資」をした銀行の代表取締役である頭取が特別背任罪に問われた商法違反被告事件に関するものであるが、銀行の取締役の注意義務に対する経営判断の原則の適用に係る規範部分(以下「本件規範部分」という。)は次のとおりである。

「...銀行の取締役が負うべき注意義務については、一般の株式会社取締役と同様に、受任者の善管注意義務(民法644条)及び忠実義務(平成17年法律第87号による改正前の商法254条の3、会社法355条)を基本としつつも、いわゆる経営判断の原則が適用される余地がある。しかし、銀行業が広く預金者から資金を集め、これを原資として企業等に融資することを本質とする免許事業であること、銀行の取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用して融資業務を行うことが期待されていること、万一銀行経営が破たんし、あるいは危機にひんした場合には預金者及び融資先を始めとして社会一般に広範かつ深刻な混乱を生じさせること等を考慮すれば、融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、所論がいう経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまるといわざるを得ない。」

2. 本件規範部分の分析

前記で述べたように、本件決定は融資における注意義務の程度について一般の株式会社と銀行とを比較したものであって、金融機関相互の比較をしたものではないものの、本件規範部分を分析することにより、融資における注意義務

務の程度について銀行の取締役と信用金庫の理事との間に相違があるか否かという本稿の論点を検討する上で参考になる部分を抽出することができるかもしれない。そこで、以下、(1)及び(2)において前提事項を一瞥した上、(3)において銀行の取締役の注意義務に高い水準を要求する根拠として本件規範部分の掲げるものについて分析することとする。

(1) 本件規範部分は特別背任罪における任務違背の要件を検討したものであるので、任務違背と善管注意義務違反との関係が問題となる。刑法の謙抑性から任務違背は善管注意義務違反よりも限定的な範囲で認められるにすぎないとする見解⁽¹⁰⁾もあるが、善管注意義務違反が認められれば原則として任務違背を認めてよいものと解される⁽¹¹⁾。

(2) 本件規範部分のうち「銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものである」との点に関し、注意義務の高低を問題とすることに疑問を呈する見解等もみられる⁽¹²⁾。しかし、注意義務違反を具体的に認定する前段階の規範定立に係る作業として、注意義務の高低を問題とすることは、それ自体なお有意義であると解される。本件決定においても、本件規範部分に続けて、同部分を踏まえ、追加融資が許容されるための具体的な基準を定立した上で、注意義務違反に係る事実認定をしている。

(3) 本件規範部分では、銀行の取締役の注意義務に高い水準を要求する根拠として、おおむね、銀行業が免許事業であること、銀行の取締役が金融取引の専門家であること及び社会一般への混乱防止を挙げている。

の銀行業が免許事業であることの根拠は、一般に、銀行経営の健全性(ここではもとより、信用秩序の維持及び金融の円滑の目的も含まれる。)を確保することにより、本件規範部分の判

示する預金者の保護及び金融の円滑に加え、信用秩序の維持を図ることにあると解されている⁽¹³⁾。は銀行法7条の2第1項を踏まえた判示であると思われるが、同項の根拠は銀行業務の公共性にあると解されており⁽¹⁴⁾、銀行業務の公共性は、上記の根拠として掲げたものに具体化されている(同法1条1項)。そうすると、上記及びについては、信用秩序の維持及び金融の円滑というマクロ的な要請を正面から含めるものと解される点で私見(前記2)とは一部異なるものの、銀行経営の健全性の確保の要請を含む趣旨であると解されるので、その限りにおいて私見と同旨であるといえることができる。

の判示を再掲すると、「万一銀行経営が破たんし、あるいは危機にひんした場合には預金者及び融資先を始めとして社会一般に広範かつ深刻な混乱を生じさせること」とある。「広範かつ深刻な混乱を生じさせる」対象として「預金者及び融資先を始めとして」を掲げる部分は、預金者の保護及び金融の円滑の要請を指すと思われるが、上記及びと同様、金融の円滑というマクロ的な要請を正面から含めるものと解される点で私見(前記2)とは一部異なるものの、銀行経営の健全性の確保の要請を含む趣旨であると解されるので、その限りにおいて私見と同旨であるといえることができる。

他方、「広範かつ深刻な混乱を生じさせる」対象として「社会一般」を掲げる部分には、システムミック・リスクの削減の要請が含まれ得ると解されるが⁽¹⁵⁾、当該要請がどの程度含まれるのかについては、本件規範部分からは判然としない。ここでは、システムミック・リスクの削減の要請が銀行の取締役の注意義務に高い水準を要求する根拠として重視されるものか否かを改めて検討したい(前記2参照)。これが肯定されるのであれば、破綻した場合におけるシステムミック・リスクの顕在化の可能性が銀行よりも低

いと思われる信用金庫⁽¹⁶⁾の理事の注意義務の程度について、銀行の取締役に要求される注意義務の程度よりも低く解することが許容される可能性が生じるからである。

システミック・リスクとは、古典的な意味では「資金（流動性）不足による支払い不履行が原因となって、ひとつの銀行の破綻が他の銀行の破綻を連鎖的にもたらす事態」をいうが、今次の世界金融危機のように市場流動性の枯渇による「市場型のシステミック・リスク」というべき事態も発生し得る⁽¹⁷⁾。

古典的・市場型を問わずシステミック・リスクの発生原因には、一般に、a 資産価格の大幅な下落、b 物理的障害による金融取引・決済の遅延及びc 市場の自己増幅的なダイナミクスが挙げられ、また、とりわけ古典的な意味でのシステミック・リスクの発生する具体的なルートとして、心理的な連想に伴う預金の取付け、インターバンク市場での直接的な与信の焦付き及び 時点ネット決済システムを通じる連鎖的な波及が挙げられている⁽¹⁸⁾。

しかし、a の典型例は大規模なバブルの崩壊であるが、金融機関にとってもバブルの存在を認識することは難しいとの見方もあり⁽¹⁹⁾、バブルの存在を認識することを注意義務の内容に含めることは困難な面がある。b 及び c に対する方策として重要であるのは、決済システムの頑健性である⁽²⁰⁾。c についても、市場流動性の相乗的な低下を意味するが、中央銀行による金利引下げや流動性供給などにより解決されるべきマクロ的な問題である⁽²¹⁾。についても、預金保険制度等のマクロ的な観点の方策により解決されるべき問題である。

ただ、については、システミック・リスクの発生するルートの典型例であるところ、銀行の企業に対する巨額の貸金債権の回収不能により当該銀行の自己資本がき損され、そのことを

原因の一つとして、当該焦付きが生じる可能性は否定することができない。銀行経営の健全性を確保することにより、このような事態を回避できる可能性が高まるともいえる。その意味で、

それ自体は銀行間の決済の問題であり、銀行の企業に対する貸付けとは事案が異なるものの、銀行の取締役の注意義務の程度の論点と全く関係がないわけではない⁽²²⁾。

このようにみると、について述べた上記のような留保はあるものの、前記 2 で述べたように、やはり、システミック・リスクの削減については、第 1 次的にはマクロ的な観点の方策により実現されるべきものであり⁽²³⁾、銀行の取締役の注意義務の程度に影響を及ぼす要素にほとんど含まれないといわざるを得ない。したがって、システミック・リスクの削減の要請は、銀行の取締役の注意義務に高い水準を要求する根拠として、全く含まれないわけではないものの、少なくとも重視されるものではないと解され、「社会一般」を掲げた本件規範部分はそのように解釈すべきである。

以上みたように、本件規範部分の掲げる ~ のいずれの根拠についても、信用秩序の維持及び金融の円滑というマクロ的な要請を正面から含めるものと解される点で私見（前記 2）とは一部異なるものの、銀行経営の健全性の確保の要請を含む趣旨であると解されるので、その限りにおいて私見と同旨であるといえることができる。

経営の健全性確保の要請の比較

銀行と信用金庫との間で経営の健全性の確保の要請に相違があるとすれば、当該要請を根拠とする注意義務の程度にも相違が生じる可能性がある（前記 2 参照）。そこで、経営の健全性

確保の要請について銀行と信用金庫とを比較すべく、以下、銀行及び信用金庫の現況(後記1)並びに目的等の異同(後記2)について検討する。

1. 銀行及び信用金庫の現況⁽²⁴⁾

(1) 銀行の現況⁽²⁵⁾

平成21年度の全国銀行120行(単体)について、資産構造をみると、総資産約815兆9772億円のうち貸出金は約449兆1898億円と約55.0%を占め、負債総額約77兆5492億円のうち預金(積金を含む。)は約588兆7491億円と約75.7%を占めており、預貸率は71.1%、預証率は36.7%であるが、損益構造をみると、経常収益約16兆1729億円のうち貸出金利息は約8兆1448億円と約50.3%を占めている。

(2) 信用金庫の現況⁽²⁶⁾

平成21年度の全国272信用金庫について、資産構造をみると、総資産約126兆4384億円のうち貸出金は約64兆1574億円と約50.7%を占め、負債総額約119兆9285億円のうち預金積金は約117兆3806億円と約97.9%を占めており、預貸率は54.6%、預証率は29.2%であるが、損益構造をみると、経常収益約2兆5293億円のうち貸出金利息は1兆5515億円と約61.3%を占めている。

(3) このようにみると、金額の絶対額に相違はみられるものの、銀行及び信用金庫のいずれについても、資産・負債構成及び収益構造の主体は預金及びこれに基づく貸出であるため、経営の健全性が強く要求されるといえ、資産・負債構成及び収益構造について、両者の間に決定的な相違があるとはいえない⁽²⁷⁾。

2. 目的等の異同

経営の健全性の確保の要請に相違をもたらす要素の例として、目的(後記(1))、業務(後記(2))、金融規制(後記(3))及び金融検査・監督(後記(4))の異同が挙げられる。そこで、これらの要素が銀行と信用金庫との間で経営の健全性の確保の要請に相違をもたらす要素であるといえるか否かについて、自己資本比率規制の相違(後記(3)イ)を中心に検討する。

(1) 目的

銀行法1条1項は、同法の目的について、「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定している。

他方、信用金庫法1条は、同法の目的について、「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」と規定している。

両法の目的は、信用の維持、預金者等の保護及び金融の円滑を掲げる点で共通している。なお、信用金庫法1条には銀行法1条1項にある「健全」の文言がみられないが、預金者の保護を目的とする以上、信用金庫の経営に健全性が要求されるのは当然である(前記2参照)。

(2) 業務

銀行は、固有業務(銀行法10条1項)、付随業務(同条2項)、他業証券業務等(11条)及び法定他業(12条)を営むことができる⁽²⁸⁾。同法10条1項は、銀行の固有業務として、「預金又は定期積金等の受入れ」、「資金の貸付け又

は手形の割引」及び「為替取引」を掲げている。

他方、信用金庫は、固有業務（信用金庫法53条1項・2項）付随業務（同条3項）及び他業証券業務等（同条6項）を営むことができる⁽²⁹⁾。同条1項は、信用金庫の固有業務として、「預金又は定期積金の受入れ」、「会員に対する資金の貸付け」、「会員のためにする手形の割引」及び「為替取引」を掲げ、同条2項は、一定の場合に会員以外の者に対する資金の貸付け等を認めている。

信用金庫においては資金の貸付け等の相手方が原則として会員に限定されているものの、銀行及び信用金庫の営みうる業務の範囲自体は、おおむね共通しているといえる。

（3）金融規制

ア 経営の健全性の確保のため、自己資本比率規制、大口信用供与規制及び株式保有規制が設けられている点でも、銀行及び信用金庫は共通している（銀行法13条、14条の2、信用金庫法89条1項、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律3条）⁽³⁰⁾。

イ 自己資本比率規制の相違

自己資本比率規制は、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクに係るリスク・アセットの合計額に占める自己資本の額の比率を一定基準以上とすることを求める規制であり（銀行法14条の2、52条の25、信用金庫法89条1項）現在ではバーゼルと呼ばれている。当該一定基準は、海外に営業拠点を有する銀行については国際統一基準が適用され8%、信用金庫を含むその他の銀行等については国内基準が適用され4%とされている⁽³¹⁾。さらに、自己資本比率規制の強化及び流動性規制の導入を柱とする金融規制改革パッケージ（バーゼル）が平成22年11月ソウルでの20か国・地域首脳会合（G20）により承認されており、国際統一基準行を中心に更なる資本の

強化が予定されている⁽³²⁾。

このようにとりわけ国際統一基準行と信用金庫とでは適用される自己資本比率規制の比率が異なるが、この相違は、信用金庫の理事の注意義務の程度について、国際統一基準行の取締役要求される注意義務の程度よりも低く解することを許容する根拠となるであろうか。

前記2以降度々述べているように、銀行の取締役の注意義務に高い水準を要求する根拠は、銀行経営の健全性の確保の要請にある。自己資本比率規制の目的も、銀行法14条の2及び52条の25の「銀行の業務の健全な運営に資するため」との文言にみられるように、第1次的には、経営の健全性の確保にある。

しかし、自己資本比率規制の目的は、それだけではない。すなわち、1988年のバーゼル合意は、「国際業務に携わる銀行の自己資本充実度に関する監督規制を国際的に統一化するため、第1に、「国際銀行システムの健全性と安全性の強化に資すること」、第2に、「国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の要因を軽減すること」を基本的目的としていた⁽³³⁾。2004年6月に公表されたバーゼルは、「国際的に活動する銀行の間で自己資本の充実に関する規則が競争上の不平等の大きな原因とならないよう、枠組の十分な整合性を維持しつつ、国際銀行システムの健全性と安定性を一段と強化すること」を基本的な目標としている⁽³⁴⁾。さらに、バーゼルは、「銀行セクターが金融および経済危機、その他の原因によって引き起こされるショックを吸収する能力を高め、金融セクターから実体経済に波及するリスクを軽減させること」を目的としており⁽³⁵⁾、「国際銀行システムの健全性と安全性の強化」を一層推し進めるものである。システム上重要な金融機関（SIFIs）のうち国際的な相互関連性等の観点から特に重要なG-SIFIsについては、バーゼルを

超える自己資本の強化等が予定されている⁽³⁶⁾。

このようにみると、バーゼル合意及び一連の改正等は、各銀行の経営の健全性の確保というミクロ的な観点とともに、「国際銀行システムの健全性と安全性の強化」というマクロ的な観点からも、自己資本比率規制を加えるものであると評価することができる⁽³⁷⁾。そうすると、単純化しすぎる嫌いはあるが、自己資本比率規制のうち国内基準の部分は主として銀行経営の健全性の確保を、国際統一基準のうち国内基準を超える部分は主としてシステム・リスクの削減などの「国際銀行システムの健全性と安全性の強化」を目的としているといえないであろうか⁽³⁸⁾。

このように解することができるのであれば、銀行の取締役の注意義務に高い水準を要求する根拠は銀行経営の健全性の確保の要請にある（前記 2）のであるから、国際統一基準行と信用金庫との間の自己資本比率規制における比率の相違は、信用金庫の理事の注意義務の程度について、国際統一基準行の取締役に要求される注意義務の程度よりも低く解することを許容する根拠とはならないこととなる⁽³⁹⁾。

（４）金融検査・監督

ア 金融検査においては、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（平成 22 年 9 月最終改正）が用いられている。経営の健全性については同マニュアルのうちとりわけ自己資本、信用リスク及び資産査定各管理態勢の確認検査用チェックリストがあり、中小企業に対する融資に関するものとして「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（平成 21 年 12 月最終改正）があるが、いずれも銀行及び信用金庫に共通して用いられている。

イ 金融監督においては、主要行等については、「主要行等向けの総合的な監督指針」（平成 22 年 7 月最終改正）以下「主要行等監督指針」

という。）があり、経営の健全性については、同指針のうち「 - 2 財務の健全性等」などに定められている。他方、信用金庫を含む中小・地域金融機関については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（平成 22 年 6 月最終改正）（以下「中小監督指針」という。）があり、経営の健全性については、同指針のうち「 - 2 財務の健全性等」などに定められている。

主要行等監督指針には主要行等の規模の大きさ等に応じた定めがあるが、中小監督指針においては適宜主要行等監督指針に準じることとされており（ - 3 - 4 - 2 ）両指針の枠組みは基本的に共通するといえる。

（５）このようにみると、自己資本比率規制の相違はみられるものの、銀行及び信用金庫は、その目的、業務、金融規制及び金融検査・監督について、おおむね共通している。自己資本比率規制についても、国内基準の限度では共通しているといえる。

したがって、これらの要素は、いずれも銀行と信用金庫との間で経営の健全性の確保の要請に相違をもたらす要素であるとはいえない。

3 . 小括

以上みたように、銀行及び信用金庫の現況並びに目的等の異同のいずれの観点からも、銀行と信用金庫との間で経営の健全性の確保の要請に相違があるとはいえない。

信用金庫の役割（中小企業金融の公共性）

1．信用金庫の役割（中小企業金融の公共性）

（1）前記 2（1）でみたように、信用金庫法1条は同法の目的として「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」ことを掲げているが、このうち「国民大衆のため」の部分は、信用金庫が中小企業及び一般大衆のための専門機関であることを明らかにする趣旨であると解されている⁽⁴⁰⁾。この趣旨から、信用金庫の会員資格は限定されており（同法10条）前記 2（2）でみたように、資金の貸付け等の相手方が原則として会員に限定されている（同法53条1項・2項）。

そして、中間報告書においても、協同組織金融機関の本来的な役割が「相互扶助という理念の下で、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくこと」であるとされ、「期待される機能」として、中小企業金融⁽⁴¹⁾を筆頭に、中小企業再生支援、生活基盤支援、地域金融支援⁽⁴²⁾及びコンサルティングの各機能が掲げられている。

（2）それでは、信用金庫がこのような機能を求められていること、とりわけ中小企業金融以下、地域金融支援を含む意味でこの文言を用いることとする。）の公共性が、信用金庫の理事の注意義務の程度について、銀行の取締役が要求される注意義務の程度よりも低く解することを許容する根拠となるであろうか。もとより銀行も中小企業金融を行っているが、上記のように中間報告書において指摘された中小企業金融における信用金庫の役割の重要性にかんがみ、信用金庫には銀行とは異なる役割が課せられているとも思われるので、特に信用金庫について検討することとしたい。

裁判例には、信用金庫の理事の善管注意義務違反を否定する根拠の一つとして、中小企業金融及び中小企業再生支援の公共性を掲げるものもみられる⁽⁴³⁾。銀行に関する見解であるが、中小企業金融の公共性が銀行の取締役の注意義務の程度を軽減すると解することを前提に、銀行経営の健全性と利益の衝突を指摘する見解もみられる⁽⁴⁴⁾。

しかし、信用金庫についても、銀行と同様、当該信用金庫及びその預金者の保護のため、経営の健全性の確保が強く要求されている（前記 2、1及び2（1）参照）。周知のとおり、融資の基本原則として、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性などがいわれているが、安全性こそが「他のすべての原則に優先する鉄則」であり⁽⁴⁵⁾、このことは銀行であると協同組織金融機関であるとを問わず妥当する⁽⁴⁶⁾。

そもそも、中小企業金融の公共性には、信用金庫と貸出先中小企業との間の個々の債権関係といったミクロ的な側面に加え、中小企業の保護及び地域経済の活性化といったマクロ的な観点から検討されるべき政策的な要素が含まれていると考えられる⁽⁴⁷⁾。そうであるとすれば、信用金庫の理事の注意義務の程度の論点を検討するに当たり、中小企業金融の公共性を考慮するのは困難な面がある（前記 2参照）。

仮にこれを考慮する見解に立ったとしても、例えば、地域金融支援の機能に関し、1981年度から2006年度にかけて「地域の産業構造変化と信用金庫の中小企業向け貸出との乖離が拡大した」旨の近時の調査結果⁽⁴⁸⁾もみられ、考慮の余地には限界がある。

なお、繰り返しになるが、中間報告書で指摘されているように、中小企業金融において、信用金庫は極めて重要な役割を果たしている。あくまで本稿で検討する論点との関係で、その重要性が（理論的に）考慮されないというにとど

まる。

以上より、信用金庫に求められる中小企業金融の公共性は、信用金庫の理事の注意義務の程度について、銀行の取締役が要求される注意義務の程度よりも低く解することを許容する根拠とはならないと解される。

2. 本稿の論点に対する円滑化法の影響

各論の最後に、本稿の論点に対する円滑化法の影響の有無について簡単に触れておきたい。円滑化法3条は、「金融機関は、中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟にこれを行うよう努めるものとする。」と規定している。

同条は、「できる限り」及び「行うよう努めるものとする」との文言にみられるように、金融機関に対し、あくまで努力義務を課したにすぎない⁽⁴⁹⁾ので、融資における注意義務の程度を軽減する根拠となるものではない⁽⁵⁰⁾。そもそも、円滑化法は、「金融機関」(同法2条1項)に対して適用されるものであって、信用金庫についてのみ適用されるものではない。

したがって、いずれの観点からも、円滑化法3条は、融資における注意義務の程度について銀行の取締役と信用金庫の理事との間に相違があるか否かという本稿の論点とは関係がないこととなる。なお、前記で円滑化法の実績に触れたのは、上記1の中小企業金融における信用金庫の役割の重要性を例示するためにすぎない。

結論

以上みてきたように、信用金庫についても、銀行と同様、当該信用金庫及びその預金者の保護のため、経営の健全性の確保が強く要求される。他方、中小企業金融の公共性は、信用金庫の理事の注意義務の程度について、銀行の取締役に要求される注意義務の程度よりも低く解することを許容する根拠とはならない。したがって、融資における注意義務の程度について、銀行の取締役と信用金庫の理事との間に相違はなく、一般の株式会社の取締役と比べると、いずれも同程度に高い水準が要求される。

< 注 >

本稿に記載のデータは、いずれも平成23年2月28日現在のものである。経済学及び金融論等に関する筆者の能力不足により、本稿には多分に誤りがあり得るが、より正確な又は発展的な論稿については他日を期したい。なお、本稿中私見を述べる部分は、筆者の所属する組織等の意見を示すものではなく、あくまで個人的な見解にすぎない。

(1) 最判平成20年1月28日裁判集民227号43頁(判時1997号143頁。北海道拓殖銀行栄木不動産事件)同日裁判集民2

27号105頁(判時1997号148頁。同銀行カプトデコム事件)最決平成21年11月9日刑集63巻9号1117頁(判時2069号156頁。同銀行特別背任事件)最判同月27日判時2063号138頁(四国銀行事件)

(2) 金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理報告書」(平成21年6月29日)
(3) 金融庁「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」(別紙1)(平成22年12月27日公表)この資料の

うち、「地域銀行」とは地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいい、「信用金庫」には信金中央金庫の計数を含む。なお、円滑化法は平成23年3月31日までの時限立法であったが(同法附則2条1項本文)同年1月25日、1年間延長する旨の改正案が閣議決定された上、国会に提出された。

- (4) 東京地方裁判所商事研究会編・類型別会社訴訟〔第二版〕の242頁〔佐々木宗啓＝森岡泰彦。飯畑勝之改訂〕(判例タイムズ社、2008)
- (5) 江頭憲治郎・株式会社法第3版433頁以下(有斐閣、2009)、落合誠一・会社法要説91頁以下(有斐閣、2010)参照
- (6) 岩原紳作「金融機関取締役の注意義務 - 会社法と金融監督法の交錯 -」落合誠一先生還暦記念・商事法への提言212頁以下(商事法務、2004)
- (7) 小山嘉昭・詳解銀行法55頁(金融財政事情研究会、2004)
- (8) 小山・前掲(7)55頁では、「銀行経営の健全性とは、預金者への責務が十分に果たせるように銀行経営者が将来の諸々の事態、特に楽観を許さないような事態を想定し、事前に資産上の備えをするなど、万全の態勢を敷くことを要請する理念である。」と、同53頁では、「銀行法は銀行の経営基盤を確立し、銀行の資産内容の健全性を確保し、銀行の健全経営を通じて預金者保護を図るという立法目的に基づいて制定されている。」と述べられている。

ただ、預金者の保護には、預金を通じた資金決済機能等も含まれると解される(岩原・前掲(6)213頁以下参照)ので、当該銀行自身の利益を超えたマクロ的な観点が含まれていないわけではない。本文の各所で述べることから分かるように、預金者の保護、金融

の円滑、銀行経営の健全性や中小企業金融の各概念には、いずれもミクロ及びマクロの両観点が混在しており、本文の以下で述べる分析は、あくまで試論の一つにすぎない。

- (9) 「金融取引におけるフィデューシャリー」に関する法律問題研究会「金融取引の展開と信認の諸相」金融研究29巻4号210頁(日本銀行金融研究所、2010)でも、「…業法上の規制違反に当たらない取締役の行為について、銀行業の外部性(筆者注:ここでは、システミック・リスクを指す。)の内部化といった当該銀行の利益を超えた利益を勘案して、銀行に対する責任の成否を考えてよいかということは、必ずしも自明ではない。」と指摘されている。なお、外部性(externality)とは、「ある当事者の行為が、何らかの基準となる状態と比較して、他人の厚生に影響を与え、または与える可能性がある」ことをいう(ステイブン・シャベル(田中亘＝飯田高訳)・法と経済学88頁(日本経済新聞出版社、2010))。
- (10) 高山佳奈子「金融機関経営者の刑事責任 - 特別背任罪を中心に -」金法1911号23頁(2010)
- (11) 品田智史「本件判批」刑事法ジャーナル22号117頁(2010)参照
- (12) 札幌高判平成18年3月2日判時1946号128頁(拓銀エスコリース事件)森田果「わが国に経営判断原則は存在していたのか」商事1858号4頁以下(2009)、「金融取引におけるフィデューシャリー」に関する法律問題研究会・前掲(9)209頁以下、小塚荘一郎「判批」金法1905号21頁(2010)参照
- (13) 小山・前掲(7)68頁以下。この文献では、本文に掲げた根拠のほか、銀行経営が公共性に反しないよう人的構成についてもあらかじ

- め審査する必要があることも挙げられている。
- (14) 小山・前掲(7)93頁
- (15) いずれも本件規範部分の解釈としてはなく、システムック・リスク削減の要請を銀行の取締役の裁量の幅を狭める要素としてとらえる見解として、森田・前掲(12)9頁以下、当該見解のうち業法上の規制が不十分な場合に限定するものとして「金融取引におけるフィデューシャリー」に関する法律問題研究会・前掲(9)210頁参照
- (16) 杉田・後掲(18)において、システムックリスクの助長・促進要因として「(1)規模、(2)相互連関性(金融ネットワークへの影響) … (5)異分野における金融機関破たんの相関性」が挙げられている点及び本文 1 参照
- (17) 白川方明・現代の金融政策 - 理論と実際 299頁・397頁(日本経済新聞出版社、2008)。なお、今次の世界金融危機及びその対応については、金融審議会金融分科会基本問題懇談会「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～(平成21年12月9日)のほか、池尾和人「金融危機とその後の対応 - 経済学的視点から - 」金法1903号18頁、岩原紳作「世界金融危機と金融法制」同号27頁、神田秀樹「金融危機後の法整備」ジュリ1399号2頁(いずれも2010)参照
- (18) 白川・前掲(17)299頁・304頁以下。なお、杉田浩治「システムックリスクの発生を如何にして防ぐか(SIFMA - 米国証券業金融市場協会 - の提案)」証券レビュー50巻9号41頁以下(日本証券経済研究所、2010)では、システムックリスクの助長・促進要因として、「(1)規模、(2)相互連関性(金融ネットワークへの影響)、(3)流動

- 性、(4)少数の取引先や商品への集中、(5)異分野における金融機関破たんの相関性、(6)瞬時的連鎖、(7)群集的行動、(8)同方向取引の殺到、(9)レバレッジ」が挙げられている。
- (19) 白川・前掲(17)407頁
- (20) システムック・リスクの顕在化の防止のためには、「個々の参加者が抱えている未決済残高の規模を抑制すること」、「参加者間の決済の相互依存性(Interconnectedness)に応じた対応策をとること」及び「主要な決済機能が損なわれた場合の代替可能性を高めておくこと」の3点が特に重要であるといわれている(白川方明「頑健な決済システムの構築に向けて」 - 金融情報システムセンター25周年記念講演 -)6頁以下(2009年11月13日))。 に関し、銀行間の資金決済について、日本銀行の運営する「日本銀行金融ネットワークシステム」(以下「日銀ネット」という。)では、本文の時点ネット決済システムに替わり、2001年1月にRTGS(Real Time Gross Settlement。即時グロス決済)が導入され、現在、次世代RTGSプロジェクトが2段階で進められており、さらに、2013年以降、最新の情報処理技術の採用等を含む新たな日銀ネットが構築される予定である(白川・前掲(17)163頁以下、日本銀行「決済システムレポート2009 - 国際金融危機への対応と新たな取組み」33頁以下(2010年1月)参照)。なお、外国為替決済においては、2002年以降、CLS銀行により多通貨同時決済が行われているが(白川・前掲(17)341頁以下参照)、このシステムは、今次の世界金融危機において「国際的な金融ショックの増幅を抑制する防波堤として機能した」(白川・上掲3頁)と評価されている。

- (21) 白川・前掲(17)309頁以下
- (22) ただ、本文 2(3)アで述べる大口信用供与規制が遵守されている限り「巨額の貸金債権」が生じる可能性は低く、同イで述べる自己資本比率規制を超える自己資本を各銀行及び信用金庫が積んでいる現状(後掲(39)参照)を踏まえると、本文にいうと銀行の取締役の注意義務の程度の論点との関係は極めて薄いと見える。
- (23) 岩原・前掲(6)220頁以下、川口恭弘「事業の公益性と取締役の責任」商事1740号12頁(2005)吉井敦子「銀行取締役の融資判断にかかる善管注意義務」民商139巻1号96頁以下(2008) システミック・リスクの削減におけるマクロブルーデンスの視点の重要性を強調するものとして、白塚重典「中央銀行の政策運営におけるマクロブルーデンスの視点」9頁以下(日本銀行金融研究所 Discussion Paper No.2011-J-2、2011年2月)参照。杉田・前掲(18)53頁以下でも、「システミックリスクの規制当局に期待される役割と考えられる組織構造」として、「マクロブルーデンシャル規制・監督」及び「SIFIS(金融システム上重要な金融機関)の監督」が挙げられている。なお、杉田・前掲(18)53頁以下の訳者注でも触れられているが、2010年7月に成立したアメリカのいわゆるドッド=フランク法では、システミック・リスク監督当局として、金融安定監督評議会(Financial Stability Oversight Council)が設置された(松尾直彦・Q&Aアメリカ金融改革法-ドッド=フランク法のすべて44頁以下(金融財政事情研究会、2010)参照)。
- 法と経済学の観点からも、規制、差止め、責任ルール、矯正税及び補助金などの、取引が成立し得ない場合における外部性を制御す

るための法的「...ルールのいずれが相対的に有効であるかは、すぐれて事案の文脈に依存...」し、例えば、「工場の燃料使用による大気汚染」の場合、「...責任ルールは、被害者が損害を発見し誰がそれを起こしているかを知ることが困難であるために、うまく機能するとは期待できないかもしれない。」といわれている(スティーブン・シャベル・前掲(9)116頁)。大気汚染とシステミック・リスクとでは事案が異なり、本稿で問題とする責任の性質も、不法行為責任ではなく契約責任である。しかし、加害者の特定の困難性の点では両者は共通するので、システミック・リスクについても、責任ルールでは有効に制御できない可能性があるといえる。

- (24) 本文 1の分析手法について、神吉正三「信用金庫理事長の融資業務管理責任に関する意見書」龍法40巻3号719頁以下(2007)鹿野嘉昭・日本の金融制度(第2版)353頁以下・381頁(東洋経済新報社、2006)参照
- (25) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析(平成21年度決算)」による。全国銀行120行の内訳は、都市銀行6行(みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな)、地方銀行64行、地方銀行(第二地方銀行協会加盟の地方銀行)42行、信託銀行6行(三菱UFJ信託、みずほ信託、中央三井信託、住友信託、野村信託、中央三井アセット信託)新生銀行、あおぞら銀行である。なお、預貸率は(貸出金÷(預金+譲渡性預金+債券))×100により、預証率は(有価証券÷(預金+譲渡性預金+債券))×100により計算される。
- (26) 信金中央金庫(地域・中小企業研究所)「全国信用金庫概況(2009年度)」による。
- (27) ただ、預貸率をみると、銀行が71.1%、

信用金庫が54.6%と、銀行の方が相応に高い。本件規範部分も、本文1で引用したように、銀行の取締役の注意義務に高い水準を要求する根拠の一つとして、「...銀行業が広く預金者から資金を集め、これを原資として企業等に融資することを本質とする...」ことをあえて判示している。そこで、預貸率の相違を根拠の一つとして、銀行の取締役の方が信用金庫の理事よりも高い水準の注意義務が要求されるとする見方もないとはいえないであろう。

- (28) 小山・前掲(7)113頁以下、鹿野・前掲(24)358頁以下、全国銀行協会金融調査部編・図説わが国の銀行(2010年版)157頁(財経詳報社、2010)参照
- (29) 内藤加代子ほか編著・逐条解説信用金庫法178頁以下(金融財政事情研究会、2007)、鹿野・前掲(24)390頁以下、前掲(2)中間報告書別添表1「信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷」参照
- (30) 全国銀行協会金融調査部編・前掲(28)208頁・224頁、鹿野・前掲(24)376頁以下参照。ただ、信用金庫に関しては、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律において「銀行等」に含まれるのは「全国を地区とする信用金庫連合会」のみである(同法2条4号)。
- (31) 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(同第20号)「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行

法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(同第21号)、全国銀行協会金融調査部編・前掲(28)208頁以下、鹿野・前掲(24)126頁以下参照。

なお、前掲(25)の全国銀行120行のうち国際統一基準行の数は、平成21年度では15行である(全国銀行協会「全国銀行の平成21年度決算の状況(単体ベース)」(平成22年6月30日))。

- (32) いわゆるパーゼル テキストの和訳につき、全国銀行協会事務局「パーゼル :より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み(仮訳案)」、同「パーゼル :流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み(仮訳案)」(いずれも2011年1月20日)
- (33) 和訳につき、パーゼル銀行監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化(金融庁仮訳)」(1988年7月(1998年4月までの改定を反映))の「はじめに」1・3
- (34) 和訳につき、G10中央銀行総裁・銀行監督当局長官「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組(金融庁仮訳)」(2004年6月)の「序文」4
- (35) 全国銀行協会事務局・前掲(32)「パーゼル :より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み(仮訳案)」第1項
- (36) 全国銀行協会事務局・前掲(32)「パーゼル :より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み(仮訳案)」第32項参照。なお、金融審議会金融分科会基本問題懇談会・前掲(17)のPDF版11頁・17頁以下でも、市場発の金融危機の再発防止策の一つとして、「いわゆるシステム上重要な金融機関に対する適切な規制・監督」が挙げら

れている。

- (37) とりわけバーゼル では、「銀行レベルやミクロ健全性、規制を強化する改革は、ストレス期における個別行の強靭性を向上させる。また、マクロ健全性にも焦点をあて、銀行セクターにおいて積上がる可能性のあるシステム全体のリスクや、これらのリスクが次第にプロシクリカルに増幅することに対処する。明らかに、これらのミクロ、マクロ健全性の金融規制監督アプローチは相互に関連しており、個別銀行レベルの強靭性の向上がシステム全体のショックのリスクを軽減するからである。」と述べられている(全国銀行協会事務局・前掲(32)「バーゼル :より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み(仮訳案)」第6項)。同第7項では、「...プロシクリカリティや金融機関の相互連関性に起因するシステムミック・リスクを抑制するべく、自己資本規制の枠組みにマクロ健全性の要素を導入する。」と述べられている。自己資本比率規制の目標について、預金保険制度や金融機関の破綻処理法制と並び、システムミック・リスクのような負の外部性に対処し、信用秩序を維持することにあるとする見解もみられる(谷澤満「自己資本比率規制」ジュリ1412号32頁(2010))。なお、自己資本比率規制に関するものではないが、金融審議会金融分科会基本問題懇談会・前掲(17)のPDF版11頁・16頁以下でも、市場発の金融危機の再発防止策の一つとして、「マクロ健全性の観点からの規制・監督の充実」が挙げられている。
- (38) もちろん、国内基準の比率の中にも、システムミック・リスクに対応するための部分は含まれ得る。しかし、市場型のシステムミック・リスクの事例ではあるが、システムミック・リスクの典型例として挙げられる「ブラック・

マンデー」の株価の大幅な下落(1987年)、ロシア危機及び大手ヘッジファンド(LTCM:ロング・ターム・キャピタル・マネジメント)の破綻(1998年)やサブプライム・ローン問題発生(2007年)(白川・前掲(17)299頁)は、いずれも国際的なシステムミック・リスクである。1990年代以降の我が国の景況については、「...バブルの崩壊に伴う不良債権の増加を主因に金融システムは不安定化したが、預金者が元本を失いシステムミック・リスクが全面的に広がるというような事態だけは何とか回避された。(白川・前掲(17)382頁)との評価もあり、我が国におけるシステムミック・リスクの発生事例は、少なくとも近時はみられないといえる。

ただ、バーゼル では、自己資本の質も問われることとされている(全国銀行協会事務局・前掲(32)「バーゼル :より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み(仮訳案)」第7項以下)ので、単純に比率のみで区分することが困難であることは否定することができない。

- (39) なお、現実にも、平成21年度の自己資本比率の平均を比較すると、国際統一基準行15行(単体)は14.23%、全国272信用金庫は12.34%であり(前掲(25)及び(26)の資料による。)大きな違いはないといえる。
- (40) 内藤ほか編著・前掲(29)14頁。なお、信用金庫及び信用金庫法の沿革については、同4頁以下、長野幸彦監修・社団法人全国信用金庫協会編・信用金庫読本 第7版 80頁以下(金融財政事情研究会、2003)参照
- (41)前掲(2)中間報告書「検討の視座」(2頁)1(2)(4頁)。現実にも、平成21年12月現在の中小企業向け貸出残高をみると、国

内銀行の177.6兆円に次ぎ、信用金庫は42.8兆円と第2位を占めている(2010年版中小企業白書(平成22年4月27日)付属統計資料13表「金融機関別中小企業向け貸出残高」)。商工会議所等を対象とする中小企業金融に関する近時のアンケート調査結果においても、中小企業への融資姿勢に対する積極的評価の割合について、業態別にみると、政府系金融機関に次ぎ、協同組織金融機関が第2位を占めている(金融庁「中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要」別紙2「金融機関の融資動向等に関するアンケート調査結果の概要」1(1)(平成22年10月1日))。

(42) 中小監督指針 5「地域密着型金融の推進」、2「信用金庫及び信用協同組合における地域密着型金融の取組みに係る留意点」参照。なお、社団法人全国信用金庫協会の発行する信用金庫業界の機関誌『信用金庫』では、信用金庫法制定60周年を迎えた2011年の1月号(65巻1号)で「地域活性化を成功に導く方法」が特集されている(同号16頁)ほか、「シリーズ『地域社会の持続的発展に向けて』」の連載が同年2月号(同巻2号)で54回を重ね(同号26頁)、「シリーズ『地域活性化しんきん運動』推進事例」の連載が2010年12月号(64巻12号)で46回を重ねている(同号62頁)。

(43) 信用金庫の理事の善管注意義務違反を否定する理由の一つとして、東京高判平成20年12月3日判例集未登載(LLI/DB判例秘書登載:ID番号06320630)は、「...信用金庫の、地域の中小企業や個人が会員となり互いに相互扶助を目的とする金融機関という性格上、当時の状況においては、長年取引のあったB1を安易に破綻させたとして、社会的批判を浴びるおそれもあった...」

ことを、広島高裁岡山支部判平成20年10月30日判例集未登載の原審である岡山地判平成19年3月27日判タ1280号249頁は、「...A造船の倒産を防止し、これを再建させるために被告信金が本件各融資を行ったことは、単にA造船の救済というだけではなく、地元産業の維持、発展や地域経済にも寄与する側面を有していたといえるのであって、その意味で、本件各融資は、信用金庫としての被告信金存立の目的に沿うものであった...」こと及び「...安全性の原則を過度に重視するあまり、上記回収可能性を的確に把握した上、担保をフルカバーする安全な融資を常に要求したのでは、十分な担保を持たないことが多い中小企業を主たる顧客とし、地元産業の発展に寄与することが求められる被告信金の存在意義を失いかねない...」ことを掲げている。

(44) 森田章(司会)「シンポジウム取締役の義務と責任」私法68号67頁〔川口恭弘発言〕(2006)

(45) 高橋俊樹・〔新金融実務手引シリーズ〕融資審査〔第2版〕3頁以下(金融財政事情研究会、2009)、岩原・前掲(6)220頁以下参照。銀行に関する事案であるが、前掲(1)の最判平成20年1月28日(北海道拓殖銀行カプトデコム事件)も、当該事件における第1融資について、「...当時拓銀が採用していた企業育成路線の一環として行われたものであったことを考慮しても...」、善管注意義務違反がある旨判示している。同事件の原審の評釈である岩原紳作「銀行融資における取締役の注意義務〔下〕-カプトデコム事件高裁判決を中心として-」商事1742号10頁(注19)(2005)参照

(46) 信用組合に関する事案である大阪地判平成12年5月24日判時1734号127頁

の評釈として、岩原紳作「判批」ジュリ1220号134頁(2002)では、「非営利法人たる協同組織金融機関といえども収支合い償うという意味での収益性は挙げる必要があり、金融機関としての厳格なリスク管理が必要なことは銀行と変わらない…」と指摘されている。

また、近時、信用金庫を含む中小・地域金融機関を主な担い手としてリレーションシップバンキング(地域密着型金融)の機能の強化が図られているが(金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)、同「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について - 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を - 」(同19年4月5日)参照)前者の報告書においても、「…中小・地域金融機関においても健全性の確保が求められるのは当然であり、コミットメントコスト(筆者注:同報告書では、「金利水準からは正当化できない信用リスクの負担」)「地域における悪評の発生(レピュテーションリスク)を恐れた問題の先送り」及び「採算性を離れたサービスの提供」が掲げられている。)の負担がリレーションシップバンキングの当然の前提であるといった認識は改め…」る必要があると指摘され(同報告書2(5))、後者の報告書においても、協同組織金融機関における不良債権の処理に関し、「…まずは適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、事業再生・中小企業金融の円滑化や地域活性化など、地域密着型金融の取組みを進めることによって問題解決を図ることを基本とすることが適当である。」と指摘されている(同報告書「(補論)協同組織金融機関について」1)。同様の指摘として、中小監督指針 4「地域貢献」参

照

(47) 本文(1)で述べたように、信用金庫法1条の「国民大衆のため」の部分について、信用金庫が中小企業等のための専門機関であることを明らかにする趣旨であると解されていることのほか、中小企業基本法3条、円滑化法1条等参照

(48) 峯岸直輝「地域の産業構造と信用金庫の業種別貸出の変遷 - 信用金庫の企業向け貸出ポートフォリオは地域の産業構造から大幅に乖離へ - 」信金中金月報458号19頁以下(信金中央金庫、2011)その主な要因として、「… 小売店が、中小零細商店からロードサイド型の大型店舗・チェーン店舗・ネット通販などへシフトし、商店街・中心市街地が衰退する一方で、信用金庫では対応しきれない小売店の業態に変化した、企業の業務効率化などで、事務や製造の外部委託、派遣労働者の活用など、アウトソーシング関連のサービス業が台頭したものの、事務所向けサービス業への貸出を十分に開拓できなかった、都市部では、ソフトウェア業などの情報サービス業が拡大したが、高度な知識が求められるIT関連などの技術系産業に貸出ないし審査体制が対応できていない…」ことが挙げられている(同42頁)。

(49) 川村英二「金融円滑化の概要と金融機関のとるべき対応」銀法721号6頁以下(2010)参照。なお、亀井静香金融担当大臣(当時)は、第173回国会衆議院本会議(平成21年11月17日)において、「…金融機関に対して事実上の強制にわたるのではないかという御指摘でございますが、自由主義経済社会であります。個人と個人との契約関係等について国家権力が強制的に介入をしていくべきでないということは当然のことです。」と述べている(同会議録4号8頁)。

(50) 吉田桂公「金融円滑化対応と善管注意義務」金法1899号86頁以下(2010)
神吉正三「銀行取締役の注意義務再論(2)」

龍法41巻4号813頁以下(2009)参照